

国保の加入・脱退手続きはお早めに

国保の加入・脱退の手続きは、自動的に行われなため、原則14日以内の届出をお願いします。ただし、必要な書類が揃わない場合は、14日を過ぎた後も随時受付をしていますので、書類が揃いしだい、役場②番窓口へ届出をお願いします。

国保の加入

- ・会社の健康保険の資格を喪失したとき
- ・健康保険の扶養認定から外れたとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

○持参するもの

- ・健康保険資格喪失証明書
- ・加入する方のマイナンバーの分かるもの
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 など）



国保の脱退

- ・会社の健康保険に加入したとき
- ・健康保険の扶養認定されたとき
- ・他の市区町村に転出するとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

○持参するもの

- ・新たに加入した健康保険証
- ・今まで使用していた国民健康保険証
- ・脱退する方のマイナンバーの分かるもの
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 など）



※国保は、届出をした日から加入・脱退するのではなく、国保の資格が発生・喪失した日に遡って加入・脱退します。

※加入の届出が遅くなると、加入日まで遡った期間の保険税が発生することになりますので、ご注意ください。

※脱退の届出をした場合、国保税は国保を脱退した月の前月分までの課税となります。

※本人が届出できない場合は、同世帯の方でも手続きができます。その際は、代理の方の本人確認書類をお持ちください。

